

平成22年6月22日

第2190号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 平成22年度毒物劇物取扱者試験の実施（308・医務薬事課）…………… 1
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生（309・団体指導室）…………… 2
- 漁業災害補償法による付保義務の発生（310・団体指導室）…………… 2
- 地籍調査成果の認証（311・農山村振興課）…………… 2
- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（312・商業貿易課）…………… 3
- 建設業の許可の取り消し（313・秋田地域振興局総務企画部）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課） 2件…………… 4

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（11・教育庁総務課）…………… 5

監査委員公告

- 監査の結果に基づき講じた措置の公表（10）…………… 5

告 示

秋田県告示第308号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、次のとおり平成22年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成22年9月16日（木）午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎8階大会議室

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記による）

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験申込みに必要な書類

- (1) 受験願書（各保健所で配布） 2部

(2) 添付書類

ア 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 1通

イ 写真（受験願書提出前6か月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚

5 受験願書受付期間及び場所

(1) 受付期間

平成22年7月1日(木)から同月30日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

郵送による場合は、平成22年7月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

住所地を所管する保健所(各地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所)に提出すること。

6 受験手数料

(1) 額

10,500円

(2) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

7 合格者の発表

平成22年10月8日(金)に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

8 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課医務・薬務班(電話018-860-1407)

秋田県告示第309号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めためたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐竹敬久

野石加入区

秋田県告示第310号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する特定第2号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐竹敬久

船川・脇本・船越・天王加入区 総トン数10トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの

仁賀保加入区 えび・つぶかご漁業

象潟加入区 えび・つぶかご漁業

秋田県告示第311号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐竹敬久

1(1) 調査を行った者の名称

鹿角市

(2) 成果の名称

鹿角市の地籍図及び地籍簿

(3) 測量及び調査を行った地域

鹿角市十和田毛馬内、十和田大湯、十和田岡田の各一部

(4) 実施年度及び認証面積

平成20年度及び平成21年度

2.12km²

(5) 認証年月日

平成22年6月15日

2(1) 調査を行った者の名称

- 能代市
- (2) 成果の名称
能代市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
能代市二ツ井町の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.19km²
- (5) 認証年月日
平成22年6月15日
- 3(1) 調査を行った者の名称
湯沢市
- (2) 成果の名称
湯沢市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
湯沢市秋ノ宮の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.67km²
- (5) 認証年月日
平成22年6月15日

秋田県告示第312号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社サンデー 代表取締役 宮 下 直 行
青森県八戸市根城六丁目22番10号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー花輪店
鹿角市花輪字蒼前平62番地2
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗を設置する者
- (ア) 変更前
株式会社サンデー 代表取締役 和 田 正 徳
青森県八戸市根城六丁目22番10号
- (イ) 変更後
株式会社サンデー 代表取締役 宮 下 直 行
青森県八戸市根城六丁目22番10号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
- (ア) 変更前
株式会社サンデー 代表取締役 和 田 正 徳
青森県八戸市根城六丁目22番10号
- (イ) 変更後
株式会社サンデー 代表取締役 宮 下 直 行
青森県八戸市根城六丁目22番10号
- (4) 変更の年月日

- ア 大規模小売店舗を設置する者
平成22年5月18日
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
平成22年5月18日
- (5) 変更する理由
- ア 大規模小売店舗を設置する者
代表者の変更のため
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
代表者の変更のため
- 2 届出年月日
平成22年6月9日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所
秋田県庁舎1階 県政情報資料室
鹿角市役所 産業部 商工振興課
- (2) 縦覧期間
平成22年6月22日から同年10月22日まで
- 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第313号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年6月10日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
秋王建設株式会社
秋田市外旭川字堂ノ前189番地1
代表取締役 穂 積 稜威郎
秋田県知事許可（般-17）第12353号
- 3 処分の内容
土木工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年6月10日付けで土木工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 北緯40度あに

3 代表者の氏名

佐 藤 慶 一

4 主たる事務所の所在地

北秋田市阿仁水無字畑町東裏159番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、北秋田市・阿仁地域及びその周辺の市民に対して、町おこしに関する事業、また地域住民の助け合いを促進する事業とそれに類する事業などを行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 森吉山

3 代表者の氏名

片 岡 信 幸

4 主たる事務所の所在地

北秋田市阿仁銀山字下新町119番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、森吉山「阿仁スキー場 Gondola」の継続的な通年運行を図ることにより地域観光振興に寄与し、自然環境保護思想の啓蒙、自然環境保全活動を推進するとともに、スキー技術の向上及び普及のための事業等を行うことにより、山岳スポーツの振興を図り、併せて青少年の健全育成を図ることを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第11号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年6月22日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1 日時

平成22年6月24日午後3時20分

2 場所

潟上市立大久保小学校

3 案件

- (1) 秋田県立博物館協議会委員の任命について
- (2) その他

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成22年6月22日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司

秋田県監査委員 樽 川 隆

秋田県監査委員 大 和 顯 治

秋田県監査委員 阿 部 博 昭

21財 ———— 726

平成22年5月14日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司 様

秋田県監査委員 樽 川 隆 様

秋田県監査委員 大 和 顯 治 様

秋田県監査委員 阿 部 博 昭 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年3月25日付け監委-825で通知のあったこのことについて、地方自治法第199号第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

平成21年度行政監査 改善・検討事項に係る措置状況

課所名	対象業務	改善・検討を要する事項	措置状況
健康福祉部福祉政策課	社会福祉法人	指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とすること。	指導監査の実施内容や方法等を検討して、効率化や重点化を図り、秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づいた頻度となるように努めます。
		指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3か月以上経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。	指導監査結果の通知については、進行管理表を作成し担当者間の情報共有を徹底することなどにより、指導監査の終了から速やかに行うこととしております。今度とも、要綱に基づき、迅速かつ適切な事務処理に努めてまいります。
		指導監査を担当する人員について、法人運営についての指導監査を1人で行っているが、指導監査は複数で行うことが望ましいことから、指導監査の執行体制について検討すること。	可能な限り当該法人が設置する施設の指導監査と同時に進行するように日程を調整するなどして、指導監査を1人で行うことがないように努めます。
	介護保険	指導監査の実施頻度について、要綱等で定める実施周期を満たしていないので、要綱等に基づいた頻度とすること。	指導監査の実施内容や方法等を検討して、効率化や重点化を図り、秋田県介護保険施設等指導要綱等に基づいた頻度となるように努めます。
		指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。	秋田県介護保険施設等指導要領に指導の終了から1か月以内を目途として結果を通知することを明記し、これに基づいて進行管理をすることにしました。
	障害福祉	指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とすること。	指導監査の実施内容や方法等を検討して、効率化や重点化を図り、秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づいた頻度となるように努めます。
指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3か月以上経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。		指導監査結果の通知については、進行管理表を作成し担当者間の情報共有を徹底することなどにより、指導監査の終了から速やかに行うこととしております。今度とも、要綱に基づき、迅速かつ適切な事務処理に努めてまいります。	

健康福祉部長 寿社会課	老人福祉	指導監査の実施頻度について、要綱で定める2年に1回の周期を満たしていないので、要綱に基づいた頻度とすること。	指導監査の実施内容や方法等を検討して、効率化や重点化を図り、秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づいた頻度となるように努めます。
		指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後6か月以上経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。	指導監査結果の通知については、進行管理表を作成し担当者間の情報共有を徹底することなどにより、指導監査の終了から速やかに行うこととしております。今度とも、要綱に基づき、迅速かつ適切な事務処理に努めてまいります。
秋田地域振興 局福祉環境部	廃棄物処理	実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、進行管理の方法について検討すること。	他業務の対象事業場と同時に調査するなど効率的に実施する進行計画にするとともに、環境監視員の協力により実施に努めてまいります。
		検査結果の通知時期について、検査終了後3か月以上経過しているものがあるため、要領には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。	分析に要する期間が検査項目によって異なることから、分析依頼元である環境整備課及び検査機関と調整し、分析を依頼する際に報告期限を付し、進行管理に資することとし、検査機関から報告を受け次第、速やかに通知するよう努めてまいります。
仙北地域振興 局福祉環境部	廃棄物処理	検査結果の通知時期について、検査終了後3か月以上経過しているものがあるため、要領には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。	分析に要する期間が検査項目によって異なることから、分析依頼元である環境整備課及び検査機関と調整し、分析を依頼する際に報告期限を付し、進行管理に資することとし、検査機関から報告を受け次第、速やかに通知するよう努めてまいります。
山本地域振興 局福祉環境部	小規模水道事業	措置の確認状況について、措置報告がないまま、次回の検査時に確認することになっているものがあるので、確認方法について検討すること。	措置報告書を速やかに確実に提出させ、受付次第再度立入検査を実施し、措置内容を確認します。
農林水産部農 林政策課団体 指導室	農業協同組合	検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は43.8%となっているので、検査の効率化を図り、実施率を向上させること。	職員数が削減傾向にある中で、検査の質を保ちながら常例検査の実績数を上げることが困難な状況にあることから、平成22年度からは試行的に前年度の検査先の中から数箇所を選択して事後指導検査を実施して検査率の向上を図ることとしているほか、非常勤嘱託検査員（金融機関OB等）を採用して検査効率を上げることとしています。 平成23年度以降はその結果・効果を踏まえて引き続き検査率の向上を図ってまいります。
		検査結果の通知時期について、検査終	検査書の作成等の進行管理を徹底し、

		了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。	可能な限り早期に通知します。
農林水産部農 林政策課団体 指導室	森林組合	検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は41.7%となっているので、検査の効率化を検討し、実施率を向上させること。	農協の事後指導検査等の結果・効果を踏まえて事後指導検査の実施を検討するほか、検査の効率化について検討し、検査率の向上を図ってまいります。
	漁業協同組合	検査の実施頻度について、法で、年1回を常例としているが、実施率は53.3%となっているので、検査の効率化を図り、実施率を向上させること。	小規模の検査対象が多いことから、検査の効率化について検討し、検査率の向上を図ってまいります。
産業経済労働 部計量検定所	商品量目販売	検査の実施頻度について、要領で定める3年に1回を超えない周期を満たしていないので、要領に基づいた頻度とすること。	計量検定所の人員は減少してきており、より効率的な指導監査を実施するために、対象店舗や検査方法そのものを見直し、要領に沿った検査実施に努めます。
建設交通部建 築住宅課	建築事業	実施要綱等の整備について、昭和57年4月1日施行の違反建築物等の取扱要領が実情に即していないので、要領の改正等について検討すること。	平成22年度の早い段階で、実態に即した要領に改正します。
教育庁総務課	学校法人等	検査指導実施後の指導について、指摘事項が措置されないまま、再び指摘事項となっているものがあるので、指導の在り方について検討すること。	期限を定めて指摘事項の改善を確認できる書類の提出を求めるなど、確実な改善につなげる指導を実施します。
		検査指導結果の通知時期について、検査指導終了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。	平成22年度からは、検査実施後1か月を目途として、指導監査結果を通知します。
教育庁幼保推 進課	児童福祉	指導監査実施後の指導について、指摘事項が毎年多いので、指導監査の実施効果の検証や指導の在り方について検討すること。	指摘事項が是正されたことを確認できるような報告を求めるなど、より効果的な指導監査の実施に努めます。
		指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3か月以上経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。	平成22年度からは、要綱に基づき、1か月以内を目途として、指導監査結果を通知することとします。
教育庁南教育 事務所	児童福祉	指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後3か月以上経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途	平成22年度からは、要綱に基づき、1か月以内を目途として、指導監査結果を通知することとします。

		とされているので、進行管理を適切に行うこと。	
--	--	------------------------	--

正 誤

平成22年6月11日（第2187号）掲載の秋田県告示第291号の目次の題名
（原稿誤り）

「市街地再開発事業の事業計画の変更の認可（291・建築住宅課）」は、
「市街地再開発事業の定款の変更の認可（291・建築住宅課）」の誤り

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号